

平成 23 年 5 月 17 日

沖縄県教育委員会

教育長 大城 浩 殿

県立特別支援学校編成整備に関する懇話会

会 長 西原 千男

県立特別支援学校編成整備に関する懇話会における意見の報告について

県立特別支援学校編成整備に関する懇話会では、「県立特別支援学校編成整備の基本方向（素案）」について会議を開き意見を聴取したので、下記の通り報告する。

記

- 1 県立特別支援学校編成整備に関する懇話会名簿
- 2 県立特別支援学校編成整備に関する懇話会会議の開催状況
- 3 県立特別支援学校編成整備の基本方向（素案）への意見

以上。

1 県立特別支援学校編成整備に関する懇話会名簿

※ 五十音順。◎は会長、○は会長代理

上原 ^{たけし} 武 沖縄県都市教育長会副会長 糸満市教育委員会教育長

上間 ^{あきら} 彰 沖縄県身体障害者福祉協会常務理事・事務局長

○大城 ^{せいだい} 正大 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会会長 元大平養護学校校長
前特別支援学校編成整備懇話会会長

緒方 ^{しげき} 茂樹 琉球大学教育学部教授 障害児生理心理学、障害児教育学

金城 ^{えいいち} 英一 特別支援学校 PTA 協議会会長 元島尻特別支援学校 PTA 会長

こちひら ^{ともあつ} 東風平 朝 淳 特別支援学校校長会会長 那覇特別支援学校校長

田中 ^{ひろし} 寛 沖縄県手をつなぐ育成会会長

玉元 ^{えみこ} 江美子 那覇市母子生活支援センターさくら施設長

(社団法人那覇市母子寡婦福祉会)

元大平養護学校校長、宮古養護学校校長

◎西原 ^{かずお} 千男 沖縄県心身障害児適正就学指導委員会副会長 元沖縄盲学校校長

2 県立特別支援学校編成整備に関する懇話会会議の開催状況

○第1回会議

日時：平成23年3月7日（月）15:32～17:30 場所：県庁13階第3会議室

出席：9委員【欠席なし】 事務局：金武教育長、他6人

決定・議事事項：

- ・会長選任、会長代理の指名、会議の公開、傍聴要領を決定した。
- ・第1章関連
- ・第2章第1節（学校の配置）関連
- ・第2章第2節（学校の施設）関連
- ・第2章第3節（学校の規模）関連
- ・第2章第4節（学校の医療的ケア）関連

○第2回会議

日時：平成23年3月25日（金）10:05～12:05 場所：県庁12階第3会議室

出席：7委員【欠席：上原委員、田中委員】 事務局：前原課長、他3人

決定・議事事項：

- ・議論の進め方について決定した。
- ・第2章第5節（学部・学科と進路）関連
- ・第2章第6節（交流及び共同学習）関連
- ・第2章第7節（学校の新設）関連

○第3回会議

日時：平成23年4月6日（水）14:59～17:01 場所：県庁12階第4会議室

出席：8委員【欠席：緒方委員】 事務局：大城参事兼総務課長、他5人

決定・議事事項：

- ・追加的検討課題（病院等隣接特別支援学校）関連
- ・その他課題関連
- ・第3章方針1（学校規模の適正化）関連

○第4回会議

日時：平成23年4月21日（木）13:05～15:04 場所：県庁13階教育委員室

出席：8委員【欠席：上間委員】 事務局：嘉数教育企画監、他2人 傍聴：1人

決定・議事事項：

- ・方針2「軽度知的障害高等部を充実させる」関連

- ・方針3「効率的・効果的に看護師を配置する」関連
- ・方針4「交流・共同学習を積極的に推進する」関連
- ・方針5「より身近な地域で就学できるようにする」関連
- ・方針6「施設改築に向けて整備計画を策定する」関連

○第5回会議

日時：平成23年5月2日（月）15:03～16:50 場所：県庁12階第4会議室

出席：8委員【欠席：緒方委員】 事務局：嘉数教育企画監、他4人 傍聴：1人

決定・議事事項：

- ・教育長への報告方法について決定した。
- ・方針6「施設改築に向けて整備計画を策定する」関連
- ・方針7「より少ない費用でより高い効果が得られる手段を選択する」関連
- ・追加的方針・その他関連
- ・県立高等学校編成整備計画の基本方向（素案）関連

3 県立特別支援学校編成整備の基本方向（素案）への意見

1 素案の第1章「計画策定の基本的考え方」について

【第1章の概要】

編成整備計画の性格、対象、前提、期間及び進行管理について規定している。

【委員の意見】

（意見は特になし）

2 素案第2章「県立特別支援学校の現状と課題」について

(1) 第1節（学校の配置）関連

【第1節の概要】

県立特別支援学校 16 校の障害種ごとの配置状況や各校の寄宿舍、スクールバス、隣接機関の状況、スクールバスの運行時間について概観し、課題として(1)沖縄本島地域では視覚障害及び聴覚障害に対応する学校がそれぞれ1校しかなく、通学に際して在学者やその家庭への負担が大きいこと、(2)スクールバスによる登下校の負担や制限が小さくないことをあげている。

【委員の意見】

- ・スクールバスによる登下校の負担や制限は大きい。
- ・通学時間の基準が先にあって、それに基づき学校整備を検討するべきではないか。
- ・スクールバスによる通学時間は、短ければ短いほどよい。
- ・スクールバス利用実態を踏まえ、共同運行も検討するべきではないか。
- ・スクールバス乗車時間だけでなく、バス停待機や移動時間も考慮する必要がある。

(2) 第2節（学校の施設）関連

【第2節の概要】

各校の主な施設の経年状況を概観し、平成33年度には鏡が丘特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校の施設全体が、また、那覇特別支援学校、森川特別支援学校、泡瀬特別支援学校の一部施設が築35年以上となり改築等の対応が想定されることを課題としている。

【委員の意見】

- ・築30年程度で改築している実態があるのであれば、必ず対応を要するのではないか。

(3) 第3節（学校の規模）関連

【第3節の概要】

各校の在学者数、一人あたりの敷地面積、教職員数などを概観し、知的障害特別支援学校の在学者数の推計を行ったうえで、課題として、(1) 現在、美咲特別支援学校と大平特別支援学校は過大規模となっていること、(2) 在学者数の推計から名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校においても適正規模を越える可能性があること、(3) 桜野特別支援学校、鏡が丘特別支援学校浦添分校、森川特別支援学校では在学者数が減少が予想され過小規模となる可能性があること、をあげている。

【委員の意見】

- ・ 適正な学校規模は、校舎建築時に設定された学校規模ではないか。それを超えると過大といえるのではないか。
- ・ 発達障害を伴った知的障害の子どもたちが増加していく傾向も捉えておく必要がある。

(4) 第4節（学校の医療的ケア）関連

【第4節の概要】

重複学級の推移と看護師の配置状況を概観し、特別支援学校への看護師配置は年々増えているが、肢体不自由を受け入れることのできる特別支援学校も拡大し予算措置を伴う看護師配置の効率的・効果的運用が求められることを課題としている。

【委員の意見】

- ・ 医療的ケアを必要とする子どもたちは、肢体不自由の特別支援学校に限定されない。
- ・ 医療的ケアのニーズがある学校には、看護師を配置していくとすべきではないか。
- ・ 課題の中の「予算措置を伴う看護師配置」の「予算措置を伴う」はなくてもよい。

(5) 第5節（学部・学科と進路）関連

【第5節の概要】

各校の学部・学科の状況、高等部卒業後の進路状況、沖縄高等特別支援学校の選抜倍率の推移を概観し、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の受け皿が十分でないことを課題としている。

【委員の意見】

- ・ 知的障害特別支援学校の一般学級は障害の幅が広く、就労を目指した教育を行いにくい。
- ・ 特別支援学級の児童生徒数を推計しなければ、高等特別支援学校の対策は打てない。
- ・ 知的障害があっても、高等学校に入学できる受け皿が必要ではないか。

- ・各特別支援学校で特色を持って、もっと特化した教育を行う必要がある。
- ・特色のある高等部教育を行うべきである。現在の作業学習以外に、社会ニーズに対応できる学習を行うべきだ。
- ・複数障害種特別支援学校においては、知的障害以外の施設設備が充実していない。
- ・知的障害特別支援学校において、大平特別支援学校だけ幼稚部がないのは説明できない。
- ・幼児教育を地域でみる市町村もあるので、全て特別支援学校で抱えるのはいかがか。
- ・特別支援学校幼稚部は保護者同伴を求めるが、保護者のニーズにあっていない面がある。
- ・特別支援学校幼稚部は、早期教育に特化していないのではないか。教育の成果は何か。

(6) 第6節（交流及び共同学習）関連

【第6節の概要】

交流及び共同学習の状況、全国の特別支援学校の分校・分教室の設置状況について概観し、課題として(1)交流及び共同学習は着実に実施されているが十分ではないこと、(2)交流及び共同学習を進める手段として分校・分教室、併設・隣接の活用が十分ではないこと、をあげている。

【委員の意見】

- ・見出しを「交流・共同学習」から「交流及び共同学習」に修正すべき。
- ・ボランティア等の地域の人材を活用して、交流及び共同学習を拡充すべきではないか。
- ・副籍制度等を設けるなど、両校の責任体制を整備して交流及び共同学習を進めるべき。
- ・学校文化団体や体育団体など、特別支援学校も小・中・高等学校と一緒にすべき。
- ・課題の二つ目は、もっと積極的に分校等の設置を進める表現に修正すべきだ。
- ・特別支援学校と小・中学校において教員の人事交流をもっと積極的に行う必要がある。

(7) 第7節（学校の新設）関連

【第7節の概要】

特別支援学校を新設する際の経費、本県の財政状況を概観し、課題として、(1)特別支援学校の新設には土地購入に県単独で10億円以上の予算が必要となるため編成整備計画の手段として用いるには困難性が高いこと、(2)より効率的で効果的な事業推進が求められること、をあげている。

【委員の意見】

- ・少子化により廃校となる小・中学校の跡地を利用して、特別支援学校を整備すべき。
- ・名護商業高校跡地を活用し、全寮制の高等特別支援学校を設置してはどうか。
- ・過大規模校では、災害などの際には避難できない状況ではないか。

- ・市町村立学校の敷地内に、特別支援学校の分校を併設する方法がベターではないか。
- ・市立の特別支援学校を整備するよう、県からも要請すべきではないか。
- ・同じ県立学校である高等学校と連携を図り、その跡地利用を先にすべきではないか。

(8) 追加的検討課題（病院等隣接特別支援学校）関連

【概要】

素案で言及されていないが、病院等に隣接する特別支援学校の在学者について、減少傾向が課題としてあげられるのではないかと意見をきいた。

【委員の意見】

- ・森川特別支援学校は、8病院へ訪問教育を行っている。廃校してはいけないのでは。
- ・必要な事態が出たときに、すぐ稼働できる学校のあり方を考えなければならない。
- ・森川特別支援学校は、必ずしも現在の場所でなければいけないということはない。病弱対応が始まった鏡が丘特別支援学校本校や、浦添分校に統合させる選択肢もあり得る。
- ・県外では、病弱特別支援学校に精神疾患や不登校の子どもを受け入れている事例もある。
- ・行政は「在学者が5人以下で廃校とする」というような方針を持つべきではないか。
- ・病弱対応は県内に1校しかなく、遠方から通学する子もいる。廃校にしてはいけない。
- ・多様なニーズがある子どもを受け入れる方向性で、学校のあり方を考えるべきだ。
- ・廃校になった際の、子どもの受け皿の有無という観点から考えるべきだ。教育の質も下がらずに受け皿が準備できるということであれば、廃校も検討すべきだ。
- ・廃校にするのは、最後の最後でいい。せつかくある学校を残すことを前提に検討してほしい。

(9) その他課題関連

【概要】

その他、素案で言及されていないが、課題とすべき事項について意見をきいた。

【委員の意見】

- ・特別支援学校の給食のあり方は、課題ではないか。調理を委託する方法も可能では。
- ・特別支援学校がセンター的機能を果たすための、施設・設備は整備されていないのでは。
- ・特別支援学校は、市町村教委に対してセンター的機能をまだ十分に果たせていない。

3 素案第3章「計画における目標の設定」について

(1) 方針1（学校規模の適正化）関連

【方針1の概要】

適正規模は一概には言えないが、極端な規模の過大、過小は解消すべきだとし、目標として、(1)美咲特別支援学校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし計画期間内にその人数を超えることがないようにすること、(2)大平特別支援学校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし計画期間内にその人数を超えることがないようにすること、(3)名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校の在学者数が計画期間内に200人を越えることがないようにすること、(4)桜野特別支援学校、森川特別支援学校の在学者数が計画期間内に30人を下回ることがないようにすること、(5)鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数が鏡が丘特別支援学校高等部分教室とあわせて計画期間内に10人を下回ることがないようにすること、をあげている。

【委員の意見】

- ・目標(4)については、追加的検討課題の意見を踏まえて書きぶりを見直す。
- ・美咲、大平特別支援学校の280人という目標は、過大だ。かつて文部省が適正と指導した180人、教職員80人程度が適正ではないか。その数であれば顔と名前が一致する。
- ・かつて知的障害校長会が出した160人から200人が、適正規模ではないか。
- ・現在の施設ができた際の在学者数が、適正規模ではないか（美咲特支：H8年度245人）
- ・糸満市、豊見城市の人口増の状況を考えると、島尻、西崎特別支援学校の対策が必要。
- ・新設校が困難であれば、分校設置や小中学校の余裕教室の活用する等の工夫が必要。
- ・分教室も含んだ上での280人という設定ということであれば、よいのではないか。
- ・本校のみの人数設定をしなければ、意味がない。数値は明確に設定する必要がある。
- ・現実的にできるものということから発想すると、意味をなさない。
- ・分教室は、県と市町村の行政同士で話し合えば、できないことではない。

(2) 方針2「軽度知的障害高等部を充実させる」関連

【方針2の概要】

職業的・社会的自立を目指す高等部のニーズが高まっているとして、平成28年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在学者数を200人にし、計画期間内にその人数を下回ることがないようにすることを目標としている。

【委員の意見】

- ・目標文中の「人数を下回る」という表現は、わかりにくい。
- ・充実させる方向は賛成だが、教育の内容が問題となる。

- ・現在の沖縄高等特別支援学校において、入学したくてもできない子がいるのに、入学して途中で退学しているもったいない状況がある。
- ・現在の沖縄高等特別支援学校の就職率や、離職率の状況は課題ではないか。
- ・学校を卒業して後の、社会の方の障害者の受け皿づくりが進んでいないのではないか。
- ・地方の産業にあうような学習単元を考える必要がある。
- ・病弱や肢体不自由の高等部で、情報に特化したコースを設けてはどうか。
- ・高等学校にも、特別支援学校から学びたいという子どもがいれば積極的に入学させる条件整備も大切ではないか。特別支援学校で全てをカバーするわけではなく。
- ・社会的自立を目指して教育していく教育委員会こそ、率先して障害者の法定雇用率を達成し、知的障害の方でも働ける場をつくって示してほしい。

(3) 方針3「効率的・効果的に看護師を配置する」関連

【方針3の概要】

予算措置を伴う看護師を効率的・効果的に配置するため、平成28年度までに、看護師配置校を本島各地区（国頭・中頭・那覇・島尻）ごとの拠点校（4校）に集約することを目標としている。

【委員の意見】

- ・看護師配置が、編成整備計画における検討課題となるか疑問だ。
- ・特別支援学校全体で障害の重度・重複化が進んでいる状況から、肢体不自由と病弱の特別支援学校のみで看護師を配置するとは言えないのではないか。
- ・目標でいっている「拠点校」は、肢体不自由及び病弱における拠点校であるということを書き明かしておくべきではないか。
- ・各特別支援学校で特色を出していこうという流れにおいては、拠点校方式は問題はない。

(4) 方針4「交流・共同学習を積極的に推進する」関連

【方針4の概要】

共生社会の実現に向けては交流及び共同学習の推進が大きな役割を果たすとして、平成33年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で学校内に設置された特別支援学校の分教室・分校において交流・共同学習を行える環境を整備することを目標としている。

【委員の意見】

- ・目標でいう「学校内に設置された」の「学校」とは、小・中・高等学校なのか特別支援学校なのかがわかりにくい。
- ・目標の表現では、分校・分教室だけで交流及び共同学習を推進するととらえかねない。

- ・現在でも小中学校の中に特別支援学級があるわけだから、そこでも交流及び共同学習を進めてほしい。何も分校・分教室でなければならないということではない。

(5) 方針5「より身近な地域で就学できるようにする」関連

【方針5の概要】

住居に近い学校に就学することは通学負担の軽減や、地域とのつながりを築くためにも重要であるとし、目標として、(1)視覚障害に対応する学校を本島北部及び中部地域に平成28年度までに整備すること、(2)聴覚障害に対応する学校を本島北部及び南部地域に平成28年度までに整備すること、(3)平成28年度までに特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にする、をあげている。

【委員の意見】

- ・北部の子どもが幼稚部から沖縄盲学校や沖縄ろう学校に通うのは、大変なことだ。小さいときから親元を離れることにもなる。
- ・子どもを地域に戻し、地域から支援を受けられるような体制づくりが一番良い。
- ・今後も特別支援学校に通う子は多くなり、交通渋滞もひどくなる。1時間20分という目標を達成するのは無理ではないか。
- ・方法論は実施計画で議論されるべきで、逆に1時間20分にするにはどうしたらいいかという議論になる。様々な方法がありうるんだと思う。
- ・地域で子どもたちを受け入れてほしいというのが特別支援教育の大きな狙いである。それをはっきりと文書で打ち出すべきで、現在の書きぶりはごまかしている。
- ・学校ごとにスクールバスを配置しているのは、沖縄県くらいだ。他県では共同運行している。そういうことを取り組まなければならない。
- ・地域で就学というのは賛成だが、教育の専門性の確保が懸念される。

(6) 方針6「施設改築に向けて整備計画を策定する」関連

【方針6の概要】

施設の老朽化の進展度合いを見極めていく必要があるとし、目標として、(1)編成整備計画の部分計画として、平成33年度にはほぼ全ての施設が築35年以上となる鏡が丘特別支援学校及び鏡が丘特別支援学校浦添分校に関する全面改築計画を平成28年度までに策定すること、(2)編成整備計画の部分計画として、平成33年度に一部施設が築35年以上となる泡瀬特別支援学校、那覇特別支援学校及び森川特別支援学校に関する一部改築計画を平成28年度までに策定すること、をあげている。

【委員の意見】

- ・東日本大震災もあり、そのような視点から安全・安心な学習環境の確保を考えてほしい。

- ・大平特別支援学校などは、教職員も入れると 500 人を越え、緊急時には避難する場所が確保できないのではないかと。建築物としては素案の通りだが、災害を想定して整備計画を考える必要があるのではないかと。
- ・編成整備計画による施設設備の設置については、十分データを踏まえてやっつけていかないと、また同じ事の繰り返しになる。
- ・これから学校を整備していく際には、複数障害種であれば高層化ではなく、安全を確保できてリスクの少ない平屋がよい。そのための広い土地を確保する必要がある。
- ・出入り口が多いと不審者等の問題もあるが、今回の震災のことを考えると、安全安心な学習環境という意味では、複数の出入り口も配慮する必要がある。

(7) 方針 7 「より少ない費用でより高い効果が得られる手段を選択する」 関連

【方針 7 の概要】

財政状況が厳しいとして、手段設定に向けては費用対効果を選択基準とすることを目標としている。

【委員の意見】

- ・説明文書の中で障害のある子どもたちの特性を勘案して計画をすすめていく、という表現がないと、その意図が伝わらない。
- ・健常者と同じものさしでは困る。いまの表現では、そう捉えられる。
- ・子どもたち一人ひとりのニーズにあった施設を設備するわけで、そのことを前提として予算を効率的に使っていくという表現にしていきたい。

(8) 追加的方針・その他関連

【概要】

その他、素案で言及されていないが、目標とすべき事項について意見をきいた。

【委員の意見】

- ・市町村立特別支援学校の設置について、PTA だけに要請させないで、県教育庁も一体となってほしい。
- ・鏡が丘特別支援学校や浦添分校、森川特別支援学校が改築になるのであれば、それらを統合し、市町村や病院とも一緒になった夢のあるような施設をつくってはどうか。
- ・人事に関してではあるが、特別支援学級に関わっていない先生が特別支援学校に配置されることについて配慮してほしい。
- ・現在の中部農林高校は 1 学年 1 学級だが、これをもう 1 学級増やして分校に昇格させていく方法は考えられないものか。

4 県立高等学校編成整備計画の基本方向（素案）との関連について

【概要】

県立高等学校編成整備計画の基本方向素案の概要を説明し、意見をきいた。

【委員の意見】

- ・ 中学校の特別支援学級からの入学が、特別支援学校高等部の 45 % という現実がある。高等学校の編成整備の中で、そのような状況も前提として対応していくということを出していただければすんなりいくと思う。
- ・ 総合学科や定時制に特別支援学級を卒業した子どもたちが入学できる状況ができれば、特別支援学校で新しく学校をつくらないといけない状況にはならない。分校、分教室という方法ではなく、現在の高校の学科で受け入れるシンプルな方法でよいのではないか。
- ・ 高等学校の空定員に、特別支援学校分教室をもっと広げていくべきではないか。
- ・ 南部農林高校と南部工業高校の統合した際の跡地利用について、単独高等特別支援学校を設置してはどうか。